

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期利払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金へ組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間利払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期利払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金へ組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間利払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満

期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) この預金を「15. 定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、②から⑪については、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。

また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日から解約日までの期間が6ヶ月未満

解約日の普通預金金利

② 預入日から解約日までの期間が6ヶ月以上1年未満

預入日における6ヶ月定期預金の基準金利×70%

③ 預入日から解約日までの期間が1年以上2年未満

預入日における1年定期預金の基準金利×70%

④ 預入日から解約日までの期間が2年以上3年未満

預入日における2年定期預金の基準金利×70%

⑤ 預入日から解約日までの期間が3年以上4年未満

預入日における3年定期預金の基準金利×70%

⑥ 預入日から解約日までの期間4年以上5年未満

預入日における4年定期預金の基準金利×70%

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。このほか、「15. 定期預金共通規定」をご参照ください。

以上